

習志野市教育大綱(案)

令和 8(2026)年度～令和 15(2033)年度

令和7年 10 月版

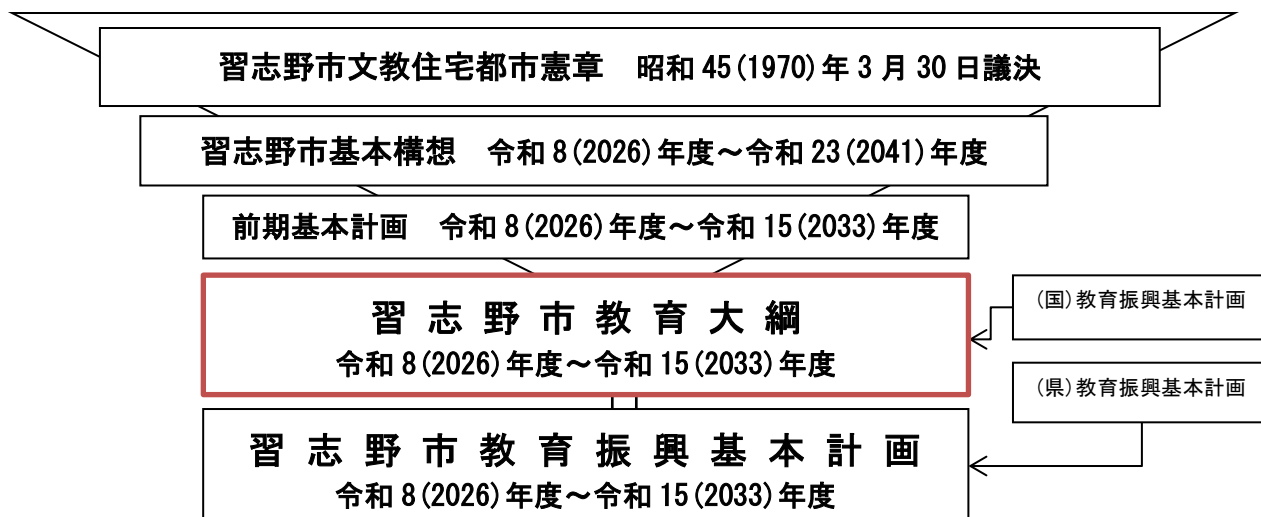
習 志 野 市

1. 習志野市教育大綱とは

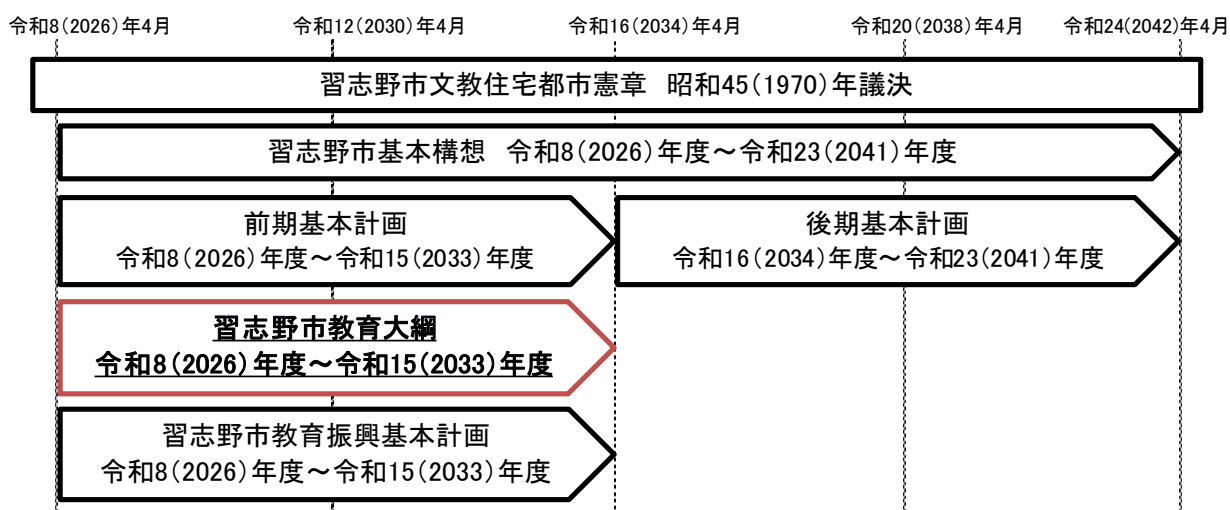
習志野市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第一条の三の規定により、市長が定める本市の教育、文化等の振興に関する総合的な方針です。

策定に当たっては、国の教育振興基本計画を参酌し、習志野市前期基本計画との整合を図っております。さらに、教育委員会において策定する習志野市教育振興基本計画との整合も図っております。

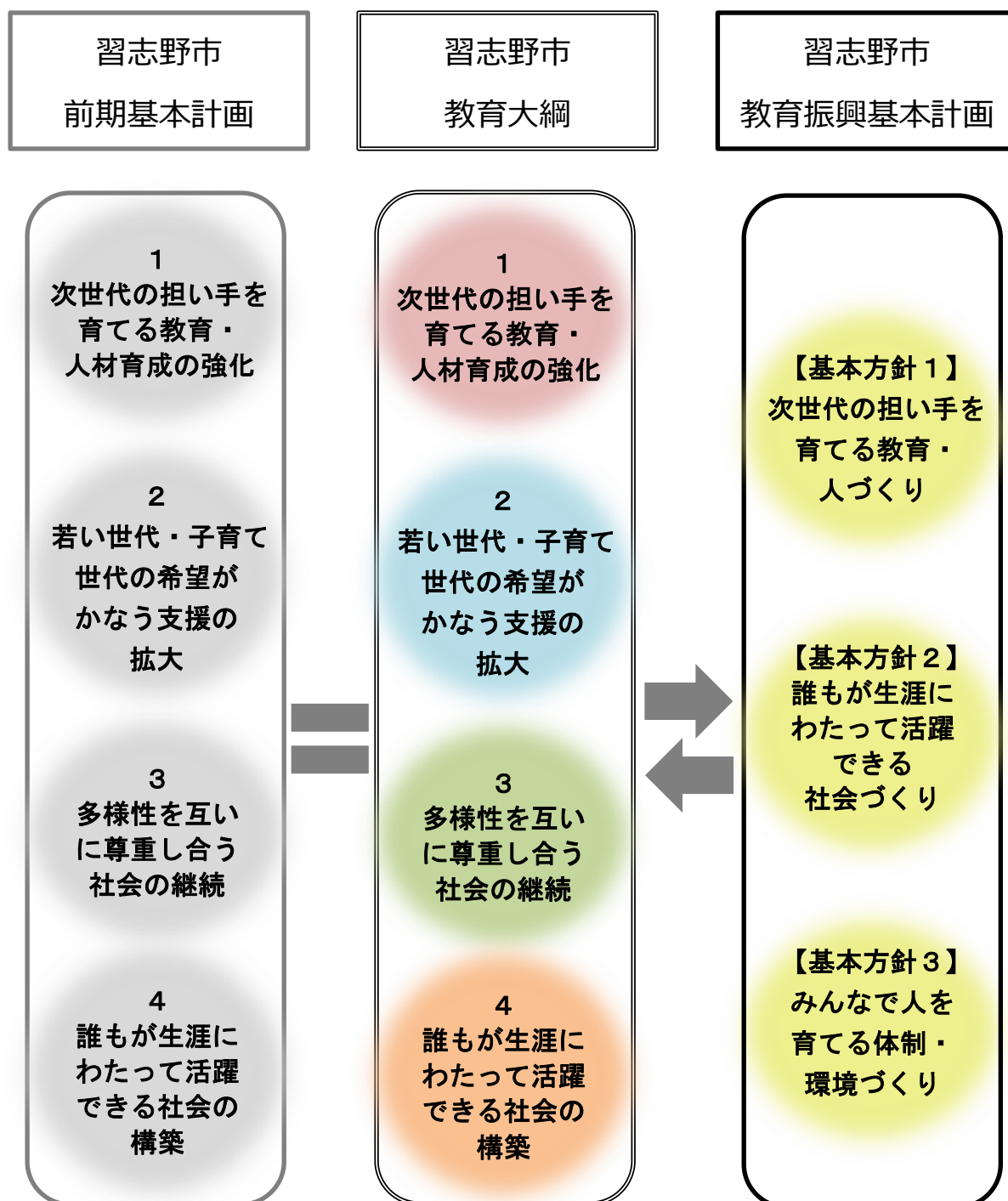
各計画と教育大綱の関係は、以下のイメージ図のとおりです。



2. 習志野市教育大綱の期間



3. 前期基本計画・教育大綱・教育振興基本計画の整合性について



※習志野市教育大綱で示された方針は、習志野市教育振興基本計画の政策に基づく施策によって、具体化されていきます。

4. 習志野市教育大綱

1 次世代の担い手を育てる教育・人材育成の強化

- (1) 主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善の推進
- (2) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
- (3) いじめの未然防止と解消に向けた取り組みの推進
- (4) 体験活動等の充実
- (5) 運動・スポーツに親しむ資質・能力の育成
- (6) 学校保健の充実
- (7) 食育の充実
- (8) グローバル化・持続可能な社会に向けた教育の推進
- (9) 教育DXと情報活用能力を育成する教育の推進
- (10) 体系的・実践的なキャリア教育の推進
- (11) 安全・安心な学校づくりの推進
- (12) 特色ある学校づくりの推進
- (13) 市立高等学校の魅力ある学校づくりの推進
- (14) 経験や職務に応じた研修による教職員の資質能力の向上
- (15) こどもが健やかでたくましく成長できる教育の充実
- (16) 幼児教育から小学校教育への滑らかな接続の推進
- (17) 教職員の資質能力、指導力の向上に向けた取組の推進
- (18) こどもの読書活動の推進
- (19) 学校、教育関連施設の教育環境の整備、維持・向上
- (20) 教育活動の充実と教職員の働き方改革の推進

2 若い世代・子育て世代の希望がかなう支援の拡大

- (1) 多様なニーズに対応した子育て支援の充実
- (2) 青少年の健やかな成長のための多様な活動の場の提供
- (3) こども・若者が主体的に成長できる環境づくりの推進
- (4) 家庭教育力向上に資する学習機会の提供
- (5) 継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実
- (6) 地域と連携した防犯・補導活動の推進
- (7) 幼稚園・こども園の教育環境の維持・向上

3 多様性を互いに尊重し合う社会の継続

- (1) 道徳教育・人権教育の推進
- (2) 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進
- (3) 多様なニーズに対応する教育の推進
- (4) 不登校の未然防止と解消に向けた取り組みの推進
- (5) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

4 誰もが生涯にわたって活躍できる社会の構築

- (1) 誰もが学びたいときに学べる学習機会の充実
- (2) 多様なニーズに応じた学びの環境整備
- (3) 生涯学習をまちづくりにつなげる取り組みの推進
- (4) 文化・芸術に触れ、つなぎ、活かす活動の推進
- (5) 文化財の保存と活用による市の歴史への愛着や興味の醸成
- (6) 「する」スポーツ・「みる」スポーツ・「ささえる」スポーツの推進
- (7) 社会教育施設・スポーツ施設の環境整備